

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成12年葉山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じて、戸籍法の規定に基づく事務の手数料及び消防法の規定に基づく審査の手数料の改定を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

葉山町手数料条例（平成 12 年葉山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

21 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 450円
22 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350円
23 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750円
24 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は同法第126条の規定に基	証明事項 1 件につき 450円

づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	
25 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
26 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき 350円

」を

「

21 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
22 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
22-2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

<p>号) 第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>23 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>24 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>24-2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

<p>供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
<p>25 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円）</p>
<p>26 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法120条の6第</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>

1 項の規定に基づく届書等情報 の内容を表示したものを閲覧に 供する事務	
--	--

」に

改める。

別表 35 の項第 5 号ア中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に改め、同号イ中「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同号ウ中「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に改め、同号エ中「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に改め、同号オ中「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に改め、同号カ中「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に改め、同号キ中「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に改め、同号ク中「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表 35 の項に関する改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じて、戸籍法の規定に基づく事務の手数料及び消防法の規定に基づく審査の手数料の改定を行うこととした。

2 内容

(1) 戸籍法関係

次の戸籍事務に係る手数料等に関し所要の改正を行うこととした。

- ア 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務
- イ 本籍地以外での戸籍（除籍）謄本等の交付事務

(2) 消防法関係

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査についての手数料の金額を改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。ただし、消防法に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行することとした。

葉山町手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
○葉山町手数料条例 別表（第2条関係）		○葉山町手数料条例 別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
1～20（略）	（略）	1～20（略）	（略）
21 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円	21 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
22 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	22 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
22-2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	（新設）	（新設）

改正後		改正前	
<p>第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>23 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第</p>	<p>1通につき 750円</p>	<p>23 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項</p>	<p>1通につき 750円</p>

改正後		改正前	
1項、 <u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</u>		<u>若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	
24 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円	24 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
24-2 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行</u> <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後		改正前	
<p><u>提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p>			
<p>25 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により<u>法務省令</u>で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>	<p>25 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により<u>戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項</u>で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400円）</p>
<p>26 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円</p>	<p>26 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>書類1件につき 350円</p>

改正後		改正前	
示したものを閲覧に供する事務			
27～34 (略)	(略)	27～34 略	(略)
35 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	35 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u>		ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u>		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き		ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き

改正後		改正前	
	蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u>		蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>2,360,000円</u>		エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>1,950,000円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>2,740,000円</u>		オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>2,270,000円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>5,640,000円</u>		カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>4,550,000円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>7,240,000円</u>		キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の浮 き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯 蔵所 <u>5,820,000円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の浮		ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の浮

改正後		改正前	
	き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u>		き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u>
	(6) ~ (12) (略)		(6) ~ (12) (略)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	